

令和8年第9回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和8年7月17日（金）

2. 場 所 浅口市中央公民館第3会議室

3. 開 会 午後1時30分

4. 閉 会 午後2時08分

5. 出席者 文谷元信 高戸崇 藤澤弘幸 河野由美子 坂本正恵

6. 説明のために出席した者の氏名

教 育 次 長	難波勝敏	教育総務課長	大島永太郎
学校教育課長	加藤靖雄	保育未来課長	平田貴俊
ひとづくり推進課長	園部 智	ひとづくり推進課参事	中嶋利恵
学校給食センター所長	安原直子		
教 育 総 務 課	平井恵美子（事務局）		

7. 傍 聴 人 1人

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について
浅口市教育委員会会議規則第29条により高戸委員を指名。
(了承)

日程2 会期について
本日7月17日の1日会期。
(承認)

日程3 議案第37号 準要保護の認定について
※非公開
(学校教育課長)
新規申請分3件、資料により説明。
(教育長)

新規申請分3件認定とする。

(承認)

日程4 議案第38号 浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

社会教育法第15条、第29条及び第30条、浅口市社会教育委員条例第1条及び第2条並びに浅口市公民館条例第6条の規定に基づき、浅口市社会教育委員兼公民館運営審議会の委員について委嘱するものである。今回新たに委嘱するのは、別添の名簿にある6名である。任期は本年度第1回会議から令和10年3月31日までとなる。全15名のうちの6名が更新となる。

(承認)

日程5 議案第39号 浅口市子ども・子育て会議委員の委嘱について
(保育未来課長)

資料により説明。

子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法に関する施策の実施状況を調査審議するための機関である。子ども子育て支援法により市町村に設置することが求められている。具体的には、浅口市の子ども子育て支援事業計画である浅口子どもスタープランの策定や進捗状況の検証を行うこと、そして特定教育保育施設等の利用定員の審議を行っている。この会議の委員は、子ども子育て会議条例により、子ども子育て支援に関わる関係機関その他の団体を代表する者から教育委員会が委嘱することとなっている。全18名だが、所属団体の会長等が変更になり、6名を新たに委嘱するものである。この6名の委嘱が必要となったため、条例第3条の規定に基づき提案する。なお、新たに委嘱する委員の任期は、条例により前任者の残任期間と規定されており、具体的には初回の会議の日から令和10年3月23日までとなる。

(承認)

日程6 諸般の報告について

(教育次長)

前回の6月教育委員会会議定例会において、浅口市公民館条例における鴨方公民館について条例改正を上程する説明をさせていただいたが、予定通り鴨方公民館を削除する条例が可決されたので、現在、12月をもって貸館を終了するための規則改正の準備をしている。次回の教育委員会会議において規則の改正等について諮ることになる。

(教育総務課長)

夏休み中の学校施設の工事施工について報告。

(学校教育課長)

令和8年度浅口市児童表彰浅口市ALLキラリ☆AWARD表彰式の説明と教育委員の出席について依頼。

浅口市不登校児童生徒の「生徒指導上の出席扱い」に係るガイドラインについて説明。

(教育委員)

公的機関と民間施設のフリースクールについて把握されているものがあるか。その状況や様子を教えていただきたい。

(学校教育課長)

公的機関は、浅口市では適応指導教室大簡塾と、鴨方高校にあるマイプレイスかもがたになる。民間のフリースクールについては、実は浅口市では今までに認定したことはないが、笠岡市にあるエブリハート、玉島にも1箇所、現在相談があるところがあるので、そういったところが候補に挙がってくると思われる。

(教育委員)

成績を反映するというのは、非常に難しいと思うが、本当に慎重にやらないと進路に関わることがあるので、そこは慎重にお互いに理解をしながら、保護者と本人、それから学校、施設と十分連携していかなければならない。

(教育委員)

これは不登校になってからの話か。というのが、不登校ありきでこのようなものを作ってしまうと、安易にそちらへ行ってしまうのではないかと思う。やはり我々は通常の学校に戻ってきてもらいたいというプログラムもこの中に組み込んで、少しでも学校に来れるようなアクションをするというのは、入っていないように思うがどうか。

(学校教育課長)

ご意見はごもっともだと思います。これまでもそういう指導は教育委員会でも学校でもしている。今回のこのガイドラインは、あくまで出席扱いに関わるガイドラインである。今まで適応指導教室大簡塾やマイプレイスかもがたについては出席扱いであった。民間のフリースクールに行っても、出席扱いには全くなっていなかったが、そこは先ほど言った文科省が出している3つの要件を満たすことが難しい状況があった。学校教育法が改正されたことで、民間の施設であっても3つの要件が整えば出席扱いにするようになったので、その点についてのガイドラインである。安易にICTのネットワークでの授業やフリースクールを認めていくというわけではなく、そういうケースも出席扱いとしては認めていくが、学習の流れの中で、だんだん学校の方へ帰ってきてもらうような指導というのは続けていくべきだとは思っている

(教育委員)

出席はあくまでも出席扱いであって、出席ではないということではよいか。その点を保護者が勘違いされていることがよくある。

(教育委員)

出席扱いと出席の違いについて説明をお願いします。

(学校教育課長)

出席日数、例えば年間200日ぐらいあるが、毎日来たら出席日数200日となる。例えば大簡塾に10日間行った場合、出席日数として10日、年間100日学校に行った内10日間は適応指導教室大簡塾に行った場合、出席日数は100日と書くが、括弧書きで、内10日間は適応指導教室大簡塾に行きましたというのが文書で書き加えられる。状態を説明するという意味での出席扱いである。

(保育未来課長)

保育士等就職フェアについて説明。

(ひとづくり推進課長)

岡山天文博物館の夏の企画展海と宇宙について説明。

合併20周年記念ラジオ体操みんなの体操会の実施について説明。

ドローンフェスJAPANドローンリーグ2026について説明。

(ひとづくり推進課参事)

夏GAKUサプリ2026について報告。

(学校給食センター所長)

2学期の給食について説明。

給食の欠品について説明。

日程7 その他について
特になし。

次回教育委員会議

定例会 令和8年8月20日(木) 9時30分から

令和 8 年 8 月 20 日

浅口市教育委員会

教 育 長 文谷 元信

委 員 高戸 崇

作成職員 平井 恵美子